

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年11月28日薬事委員会委員長裁定)

### 旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則（令和元年6月12日薬事委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年11月28日から施行し、令和7年11月1日から適用する。</u> 別表1（第3条関係）	(略)
内科（循環器・腎臓） 内科（呼吸器・脳神経） 内科（内分泌・代謝・膠原病）	内科（循環器・腎臓） 内科（呼吸器・脳神経） 内科（内分泌・代謝・膠原病）
内科（消化器） 内科（血液） 精神科神経科	内科（消化器） 内科（血液） 精神科神経科
小児科 外科（血管・呼吸・腫瘍） 外科（心臓大血管）	小児科 外科（血管・呼吸・腫瘍） 外科（心臓大血管）
外科（肝胆膵・移植・ <u>整形外科</u> <u>消化管</u> ） 皮膚科	外科（肝胆膵・移植） <u>外科（消化管）</u> 整形外科
泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外
産科婦人科 放射線科 麻酔科蘇生科	産科婦人科 放射線科
脳神経外科 歯科口腔外科 救急科	脳神経外科 歯科口腔外科
形成外科 (削除)	形成外科
別表2（第3条関係） (略)	別表2（第3条関係） (略)

【改正理由】

外科学講座の改組に伴い、所要の改正を行うものである。